

一関地区広域行政組合地域包括支援センター業務委託法人選考委員会設置要綱

平成21年8月18日

一関地区広域行政組合告示第25号

(設置)

第1 一関地区広域行政組合が地域包括支援センターの業務委託候補者（以下「候補者」という。）の選考を、公平かつ適正に実施するため、一関地区広域行政組合地域包括支援センター業務委託法人選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 候補者の選考に関すること。
- (2) その他候補者の選考に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員5名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから一関地区広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 岩手県職員
- (3) 一関地区広域行政組合事務局長
- (4) 一関地区広域行政組合西部地域包括支援センター所長
- (5) 一関地区広域行政組合東部地域包括支援センター所長

(任期)

第4 委員の任期は、委員を委嘱又は任命した年度の3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、管理者が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、非公開とする。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(その他)

第8 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。